

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 手続方法変更のお知らせ（**修正版**）

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

日頃より当センターをご利用いただきありがとうございます。

令和4年2月20日に、住宅の質の向上及び円滑な取引の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)が施行されます。これに伴い、技術的審査の手続きが変更となります。

■申請にあたっての注意点■

○制度の変更

「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査」が「長期使用構造等の確認」に変更となることにより、認定申請に添付する書類が現行制度の「適合証」から新制度では「確認書」、又は、長期使用構造等の確認をした旨の記載がある「住宅性能評価書※1」に変わります。

なお、令和4年2月20日以降は現行制度の「適合証」での認定申請はできません。（認定手続きについては申請先となる行政庁へお問合せ下さい。）

これに伴い、令和4年2月1日以降に「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査」の申し込みをされる場合は、事前審査として受付をさせて頂き、認定申請の提出時期により、新制度、又は、現行制度での手続き（申請書）をご案内させて頂きます。認定申請日が2月20日間近の場合は特にご注意ください。

例1：2/1以降受付で2/19までに認定申請を行う場合

現行書式で事前受付 → 審査・補正完了 → 現行書式で本受付 → 「適合証」発行

例2：2/1以降受付で2/20以降に認定申請を行う場合

現行書式で事前受付※2 → 審査・補正完了 → 2/20以降新書式で本受付 → 「確認書」発行

※1 長期使用構造等の確認をした旨の記載がある「住宅性能評価書」は住宅性能評価の申請に併願して申請することで受付が可能です。

※2 新制度での認定申請が確定しているものに関しては、新制度の書式で提出頂いても結構ですが、2/18（金）までは事前審査としての受付となります。

※3 1/31までに本受付をしたもので、2/20以降の認定申請となる物件については、個別にご案内いたします。

○申請書類の変更

2月上旬、下記 URL に新書式を公開しますので、新制度での申請の際は、ダウンロードして申請書を作成下さい。

<http://www.fkjc.or.jp/download/seinouhyouka.php>

○地盤調査報告書の添付

~~—現行制度では行政への認定申請時に地盤調査報告書（必要に応じて地盤改良検討書等を含む。）を添付していますが、新制度では「長期使用構造等確認」を申請する際に添付が必要となります。~~

※長期使用構造等の確認申請においては地盤調査報告書の添付は必要ありません。行政庁への認定申請
についての添付については、所管行政庁にご確認下さい。

（参考）

国 HP：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html

福岡県 HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyoukiyuuryoujuutaku.html>

《お問い合わせ先》 審査管理部 審査1課 TEL 092-713-1527